

令和 7 年度

防災情報ネットワーク事業
システム改良検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容																
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	令和 7 年度防災情報ネットワーク事業 システム改良検討業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																
(目 的) 第 1-2 条	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム（以下「防災システム」という。）は、国営造成土地改良施設の有する水位等の観測情報や気象情報を迅速に収集、伝達、蓄積及び分析整理するためのシステムとして開発、運用されており、令和 7 年 4 月 1 日よりクラウドサービスに移行している。 近年、頻発する大雨や地震による国営造成土地改良施設への影響について、より迅速に把握することが求められており、その実現のため、本業務において現行システムの利便性、運用保守に関する改良すべき事項や転送サーバなどの検討を行い、新たなプロジェクトに進むためのプロジェクト計画書の作成などを行うものである。																
(一般事項) 第 1-3 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。																
(管理技術者) 第 1-4 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>電気電子－情報通信、電気電子－電気設備、農業－農業土木、農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>情報通信、電気設備</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td></td></tr></table> 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－情報通信、電気電子－電気設備、農業－農業土木、農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	電気電子	情報通信、電気設備	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		博士	当該業務に関連する学術部門	
資 格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	電気電子－情報通信、電気電子－電気設備、農業－農業土木、農業－農業農村工学															
	農 業	農業土木、農業農村工学															
	電気電子	情報通信、電気設備															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																
博士	当該業務に関連する学術部門																

項 目	内 容																
(照査技術者) 第 1-5 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>電気電子－情報通信、電気電子－電気設備、農業－農業土木、農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>情報工学</td><td>情報通信、電気設備</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－情報通信、電気電子－電気設備、農業－農業土木、農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	情報工学	情報通信、電気設備	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		博士	当該業務に関連する学術部門	
資 格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	電気電子－情報通信、電気電子－電気設備、農業－農業土木、農業－農業農村工学															
	農 業	農業土木、農業農村工学															
	情報工学	情報通信、電気設備															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																
博士	当該業務に関連する学術部門																
	(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1)業務実施計画作成時 2)現行システムの利便性、運用保守に関する改良すべき事項の計画作成の完了段階 3)プロジェクト計画書作成の完成段階 4)その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。																
担当技術者) 第 1-6 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																
(配置技術者の確認) 第 1-7 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画の配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																
(保険の加入) 第 1-8 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2-1 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しな																

項 目	内 容																																													
(参考図書) 第 2-2 条 (貸与資料等) 第 2-3 条	ればならない。																																													
	本作業の参考にする図書は共通仕様書第 2-1 条によるものとする。																																													
	貸与資料は、次のとおりである。																																													
	<table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td>業務報告書</td><td>平成 26 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム詳細設計業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>平成 28 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 情報活用検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>平成 29 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム設定業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム保守業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム設定業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 防災情報ネットワーク接続支援業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 2 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム改良業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 3 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 4 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 5 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 6 年度防災情報ネットワーク事業 防災情報ネットワークシステム設定業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 6 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和 5 年度農業水利ストック情報データベースシステム改修検討業務</td><td>1 式</td></tr></table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	業務報告書	平成 26 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム詳細設計業務	1 式	〃	平成 28 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 情報活用検討業務	1 式	〃	平成 29 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム設定業務	1 式	〃	平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム保守業務	1 式	〃	平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム設定業務	1 式	〃	令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 防災情報ネットワーク接続支援業務	1 式	〃	平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務	1 式	〃	令和 2 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム改良業務	1 式	〃	令和 3 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式	〃	令和 4 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式	〃	令和 5 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式	〃	令和 6 年度防災情報ネットワーク事業 防災情報ネットワークシステム設定業務	1 式	〃	令和 6 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式	〃	令和 5 年度農業水利ストック情報データベースシステム改修検討業務	1 式
	分 類	貸 与 資 料	数 量																																											
	業務報告書	平成 26 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム詳細設計業務	1 式																																											
	〃	平成 28 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 情報活用検討業務	1 式																																											
	〃	平成 29 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム設定業務	1 式																																											
	〃	平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム保守業務	1 式																																											
	〃	平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム設定業務	1 式																																											
	〃	令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 防災情報ネットワーク接続支援業務	1 式																																											
	〃	平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務	1 式																																											
	〃	令和 2 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム改良業務	1 式																																											
	〃	令和 3 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式																																											
	〃	令和 4 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式																																											
〃	令和 5 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式																																												
〃	令和 6 年度防災情報ネットワーク事業 防災情報ネットワークシステム設定業務	1 式																																												
〃	令和 6 年度防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	1 式																																												
〃	令和 5 年度農業水利ストック情報データベースシステム改修検討業務	1 式																																												

項 目	内 容		
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-4 条 第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条 (作業の留意点) 第 3-2 条 (技術提案の履行) 第 3-3 条 第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条		令和 6 年度農業農村整備事業総合支援システム運用保守及びクラウドサービス提供業務	1 式
		また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 共通仕様書第 2-1 条以外の図書で参考図書を適用することを希望する場合は、監督職員と協議するものとする。なお、その参考図書については、作業時点の最新版を用いることとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 の設計作業項目内訳表に示すとおりである。 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合には、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。 (2) 第 2-1 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料ならびに受注者が有する資料等を適用又は参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 有識者の選定については発注者と打合せの上決定する。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階（業務計画作成時） 第 2 回 中間打合せ（現行システムの利便性、運用保守に関する改良すべき事項の計画の作成完了段階） 第 3 回 中間打合せ（プロジェクト計画書作成の完了段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	

項 目	内 容
第 5 章 業務管理 （情報共有システムの業務について） 第 5-1 条	本業務は、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (1) 情報共有システムは、別添「業務の情報共有システム活用要領（案）」によるものとする。 (2) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第 6 章 成果物 （成果物） 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 2 本業務で作成したソフトウェア一式 正副 2 部 3 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 4 要約版 1 部
（成果物の提出先） 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 埼玉県川口市南町 2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所
第 7 章 契約変更 （契約変更） 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。
第 8 章 定めなき事項 （定めなき事項） 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 業務準備	防災システム及び同システムで収集・蓄積する防災情報の属性や構造を具体的かつ体系的に把握・整理するとともに、内閣府総合防災システム等の関連するシステムの概要を把握・整理する。 あわせて、これまで防災システムで収集実施した防災情報のデータの概要を整理する。 その上で、防災システムの利便性、運用保守向上を目的とした本業務の実施計画書を作成する。	1 式
2. 現行システムの利便性、運用保守に関する改良すべき事項の検討	クラウド化した現行システムの利便性、運用保守に関する改良のため、以下の事項について検討する。検討においては農業農村整備事業の実施や管理について特徴を整理した上で、検討を行う。 【改良すべき事項】 ○国営造成施設に関連する農水省が保有する各システム（農業農村整備事業総合支援システム、農業水利ストック情報データベースシステム）との連携 ○スマートフォン等、最新デバイスに適応した閲覧情報（観測項目）等の改良 ○転送サーバ運用の省力化	1 式
3. プロジェクト計画書（案）の作成	改良検討項目を実装するために必要となる作業人員、スケジュール等の概略を定めたプロジェクト計画書(案)を作成する。	1 式
4. 照査	業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式
5. 点検取りまとめ	各作業項目について点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式